

、専賣所ヨリ應援ヲ求メ營業中ナル加金負解雇、意向ヲ有
レ居ト

八、調停者：調停、狀況

所轄上級署ニ於テハ最近各新聞取扱店、爭議が非合法運動ナ
ルニ鑑ミ即日榜質代表ヲ招致し因満解決方徳道セルか兩者讓
ラズ一時不調ニ終リタルガ引續キ折衝ニ努メツ、アリ

右及申(通)報候也。

別記

要求條項

- 一、賃銀ヲ一ヶ月二十五日ニスル事
- 二、通學生ニハ特別、待遇ヲ為シ通學、便宜ヲ圖ル事
- 三、機械ハ配達負ニサセサル事
- 四、食事ハ營業店ヨリ仕入テ之主人ハ何等干渉セサル事
- 五、配達ニ必要ナリ器具品、看掛等設備ヲ完全ニスル事
- 六、配達員、身体、保健衛生安寧ヲ保ツ可キ施設ヲナス事
- 七、得意先ハ新聞ヲ断ツタラ早速新聞ヲ止メテ扣費ヲサセナイ事
- 八、集金ヲ配達員ニサセナイ事
- 九、新聞代、取レナイ金額ヲ配達員ニ補償サセル懲制ヲ即時廢止
スル事
- 一、窓一戸ヲ開ケ水道、水ヲ自由ニ板ヒ洗濯清潔ノ設備ヲ完全ニ
スル事